

広島県告示第五百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	区域の名称	飯室上畠（五八七八）
			土砂災害発生原因の自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
平成二十八年広島県告示第六百二十七号	広島県広島市安佐北区安佐町飯室地内	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	飯室上畠（五八七八）
		土砂災害警戒区域	土砂災害発生原因の自然現象の種類	急傾斜地の崩壊